

宮城県公報

令和8年6月30日（火）
号外第31号

目次

告示

- 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示（契約課）
- 宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示（同）

宮城県告示第509号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定により参加資格を喪失し、同条第2項に規定する期間を経過していない者及び第12条第2項の規定による参加資格の取消しを受け、同条第4項に規定する期間（以下「参加資格喪失期間」という。）を経過していない者</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき<u>障害者の雇用義務がある場合には、障害者雇用促進法第43条第7項の規定による報告書の写し</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(参加資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第12条第2項の規定による参加資格の取消しを受け、同条第4項に規定する期間（以下「参加資格喪失期間」という。）を経過していない者</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき<u>身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、</u>障害者雇用促進法第43条第7項の規定による報告書の写し</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(申請書の受付時期)

第4条 [略]

2 第9条第1項の規定により参加資格を喪失した者又は第12条第2項の規定により参加資格を取り消された者で、参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る参加資格の承認を受けようとする者は、当該参加資格喪失期間内であっても、前項の期限までに当該年度に係る参加資格の承認の申請を行うことができる。

3 [略]

(参加資格喪失届)

第9条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 参加資格の有効期間内に入札に参加する見込みがなく、かつ、参加資格を有することを要しなくなった場合 有資格者

2 前項の規定により参加資格を喪失した者は、同項の規定による提出があった日から喪失した参加資格の有効期間の末日までの間は入札参加の資格を失う。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(参加資格の取消し)

第12条 [略]

(1) 第9条第1項各号(第8号を除く。)のいずれかに該当することとなった場合で届出がなかったとき。

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

(参加資格の抹消)

第13条 知事は、第9条第1項の規定により有資格者が参加資格を喪

(申請書の受付時期)

第4条 [略]

2 第12条第2項の規定により参加資格を取り消された者で、参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る参加資格の承認を受けようとする者は、当該参加資格喪失期間内であっても、前項の期限までに当該年度に係る参加資格の承認の申請を行うことができる。

3 [略]

(参加資格喪失届)

第9条 [略]

(1)～(7) [略]

(参加資格の取消し)

第12条 [略]

(1) 第9条各号のいずれかに該当することとなった場合で届出がなかったとき。

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

(参加資格の抹消)

第13条 知事は、第9条の規定により有資格者が参加資格を喪失した

失したとき、又は前条第1項及び第2項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

とき、又は前条第1項及び第2項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

宮城県告示第510号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第7条第1項の規定により入札参加登録資格を喪失し、同条第2項に規定する期間を経過していない者及び第10条第2項の規定による入札参加登録の取消しを受け、同条第4項に規定する期間（以下「入札参加資格喪失期間」という。）を経過していない者</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき障害者の雇用義務がある場合には、障害者雇用促進法第43条第7項の規定による報告書</u></p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第10条第2項の規定による入札参加登録の取消しを受け、同条第4項に規定する期間（以下「入札参加資格喪失期間」という。）を経過していない者</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 第2号に規定する総合評定値通知書で、前条第7号に規定する届出義務を履行していること又は届出義務がないことが確認できない場合は、社会保険等の加入状況申告書（様式第1号の4）</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある場合には、障</u></p>

の写し

(10)・(11) [略]

(12) 技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級若しくは2級の建築大工、左官、とび、とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、ブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み、石工、建築板金、板金、板金工、かわらぶき、スレート施工、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工、タイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、鉄工（選択科目を「製缶作業」、「製罐作業」、「構造物鉄工作業」又は「鉄工作業」とするものに限る。）、製罐、鉄筋施工（選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものに限る。）、鉄筋組立て、工場板金、打出し板金、ガラス施工、塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、防水施工、畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工、熱絶縁施工、造園、さく井、建具製作、木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。）、建具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするもの又は検定職種をれんが積み、コンクリート積みブロック施工若しくは路面標示施工とするものに合格した者（宮城県内に本店を有する者に在籍している者に限る。以下同じ。））が在籍している場合には、その者の合格証書の写し

(13)・(14) [略]

2・3 [略]

害者雇用促進法第43条第7項の規定による報告書の写し

(11)・(12) [略]

(13) 技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級若しくは2級の建築大工、左官、とび、とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、ブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み、石工、建築板金、板金、板金工、かわらぶき、スレート施工、冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」、「暖冷房設備配管作業」又は「給排水衛生設備配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工、タイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、鉄工（選択科目を「製缶作業」、「製罐作業」、「構造物鉄工作業」又は「鉄工作業」とするものに限る。）、製罐、鉄筋施工（選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものに限る。）、鉄筋組立て、工場板金、打出し板金、ガラス施工、塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、防水施工、畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工、熱絶縁施工、造園、さく井、建具製作、木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。）、建具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするもの又は検定職種をれんが積み、コンクリート積みブロック施工若しくは路面標示施工とするものに合格した者（宮城県内に本店を有する者に在籍している者に限る。以下同じ。））が在籍している場合には、その者の合格証書の写し

(14)・(15) [略]

2・3 [略]

(申請期間)

第4条 [略]

2 第7条第1項の規定により入札参加登録資格を喪失した者又は第10条第2項の規定により入札参加登録を取り消された者で、入札参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る入札参加登録を受けようとするものは、当該入札参加資格喪失期間内であっても、前項の期間に当該年度に係る入札参加登録の申請を行うことができる。

3 [略]

(入札参加登録資格喪失届)

第7条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 入札参加登録の有効期間内に入札に参加する見込みがなく、かつ、入札参加資格を有することを要しなくなった場合 有資格者

2 前項の規定により入札参加登録資格を喪失した者は、同項の規定による提出があった日から喪失した資格の有効期間の末日までの間は入札参加登録の資格を失う。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(入札参加登録の取消し等)

第10条 [略]

(1) 第7条第1項各号(第8号を除く。)のいずれかに該当することとなった場合で届出がなかったとき。

(2)～(4) [略]

2～4 [略]

(登録の抹消)

第11条 知事は、第7条第1項の規定により有資格者が入札参加登録

(申請期間)

第4条 [略]

2 第10条第2項の規定により入札参加登録を取り消された者で、入札参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る入札参加登録を受けようとするものは、当該入札参加資格喪失期間内であっても、前項の期間に当該年度に係る入札参加登録の申請を行うことができる。

3 [略]

(入札参加登録資格喪失届)

第7条 [略]

(1)～(7) [略]

(入札参加登録の取消し等)

第10条 [略]

(1) 第7条各号のいずれかに該当することとなった場合で届出がなかったとき。

(2)～(4) [略]

2～4 [略]

(登録の抹消)

第11条 知事は、第7条の規定により有資格者が入札参加登録資格を

<p>資格を喪失したとき、又は前条第1項の規定により入札参加登録を取り消したときは、登録簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>様式第1号の3 [略]</p>	<p>喪失したとき、又は前条第1項の規定により入札参加登録を取り消したときは、登録簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。</p> <p>様式第1号の3 [略]</p> <p><u>様式第1号の4 (第3条関係)</u></p>
--	---

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。